

## 確 認 書

国土交通省は、関西国際空港と大阪国際空港を経営統合するための法案を通常国会に提出する予定であるが、大阪国際空港周辺都市対策協議会と国土交通省は、平成2年12月3日付けで締結した「大阪国際空港の存続及び今後の同空港の運用等に関する協定（以下「協定」という。）」について、その歴史的経緯及び理念を尊重し、大阪国際空港の関西国際空港との経営統合に関して、次のとおり合意する。

1. 大阪国際空港の会社化後にあっても、国土交通省は責任を持って、同空港の運営会社が協定の趣旨に則り同空港の安全・環境対策を適正に実施するための方策を講じるものとする。
2. 引き続き協定を遵守するにあたり、同空港の安全・環境対策に関する地元との協議の場として、国土交通省、同空港の運営会社、大阪国際空港周辺都市対策協議会等を構成団体とする協議の場を設置する。

平成23年2月18日

大阪国際空港周辺都市対策協議会会長

伊丹市長 藤原 保幸

国土交通省航空局長

本田 勝

## 確 認 書

国土交通省は、関西国際空港と大阪国際空港を経営統合するための法案を通常国会に提出する予定であるが、伊丹第1次、第2次及び第3次調停団と国土交通省は、平成2年11月22日付けで締結した「大阪国際空港の今後の運用及び環境対策に関する協定（以下「協定」という。）」について、その歴史的経緯及び理念を尊重し、大阪国際空港の関西国際空港との経営統合に関して、次のとおり合意する。

1. 大阪国際空港の会社化後であっても、国土交通省は責任を持って、同空港の運営会社が協定の趣旨に則り同空港の安全・環境対策を適正に実施するための方策を講じるものとする。
2. 引き続き協定を遵守するにあたり、同空港の安全・環境対策に関し、国土交通省、同空港の運営会社、伊丹第1次、第2次及び第3次調停団等との間で協議を行う。

平成23年2月17日

伊丹第1次調停団代理人

伊丹第2次調停団代理人

伊丹第3次調停団代理人

国土交通省航空局長